

○財務省告示第三十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项及び政府資金調達
事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五
条第十一項の規定に基づき、平成二十二年一月十
二日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の
発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 菅 直人

一 名称及び記号 国庫短期証券（第七十八回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項並びに財政法（昭和二
十二年法律第三十四号）第七
条第一項及び財政法（昭和二
十二年法律第三十四号）第七
条第二項並びに特別会計に
関する法律（昭和二十六年
法律第九十九号）第九十四
条第二項、第九十五条第一
項及び第九十四條第三十六
条第一項並びに特別会計に
関する法律（昭和二十六年
法律第九十九号）第九十四
条第二項、第九十五条第一
項及び第九十四條第三十六
条第一項

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行為される入札

口
国債市場

六

イ
発

入 価 行 争 非 者 特 国
札 格 行 入 価 ・ 別 債
発 競 札 格 第 参 市
行 争 額 発 競 I 加 場

五

イ
方募

入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

財九 券定 項五 項計 金政 は 発 四 う 億 額
政百 にに 及 条 第 第 計 法 法 行 十 ち 三 面
法五 つ 基 第 第 第 第 第 九 七 額 し 六 条 特 万 金
第七 七 い づ 第 第 十 九 条 条 面 た 条 第 一 会 円 額
条億 は 行 十 第 第 四 法 第 一 一 第 一 項 計 三 兆
第一 千 額 し 七 百 第 二 八 並 項 千 期 の 規 定 四 千
項、 万 面 金 政 第 十 六 第 十 三 第 九 第 一 十 一
財 額 府 短 項 第 九 第 一 十 一
政 三 期 証 規 一 十 一 十 一
融 兆 証 規 一 十 一 十 一
資 兆 証 規 一 十 一 十 一

込募 各 当 も 各
み限 国 てる の 申
の度 債 入る か 込
の額 市 場 特 別 参
の額 場 特 別 参
を 割 内 加 者 各 申
り 割 り 当 てる 申
り 割 り 当 てる 申

価 一 を 場 だ
格 国 を 定 特 場 だ
競 債 定 め 別 参 場 だ
争 市 る も 加 者 財
入 場 の 者 と 務
札 特 に 者 によ 大
発 行 加 者 行 募 臣
行 一 者 行 行 募 各
と 第 行 行 募 限 国
い 一 行 行 募 限 債
う 非 I 以下 額 市

十六	十五	十四	十三	十二
払込期日	者入札参加	場所	元償還金額	償還期限
平成二十二年一月十二日	財務大臣から通知を受けた者		日本銀行額百円につき百円	償還金を支払う。その翌営業日に ただし、償還期が銀行休業日に 当たるときは、その翌営業日に